

対=対象 定=定員、定数 料=料金、費用 ※料金について記載のない催しは入場無料(参加無料) 申=申し込み 問=問い合わせ 開=開所時間  
 休=休所日 手=手話通訳 要=要約筆記 FAX=市担当課 共=共通の内容 ★申し込みはがき「基本事項」の記入方法は11ページを参照

### 市営住宅の入居者を募集

入居は6月下旬以降。対一般、新婚・子育ての世帯。募集は約80戸。申4月8～16日(土・日曜日は除く)の8時30分～17時15分(10日(休)は19時まで)、各区役所「市営住宅・市公社住宅相談コーナー」へ。募集案内書などは4月7日から各区役所同コーナーなどで配布。入居資格など詳細は北九州市住宅供給公社 ☎531・3030へ問を。ネットも可。

### 都市高速道路モニターを募集

インターネットでのアンケート調査への回答など。任期は7月～来年3月。対自動車運転免許を持ち、北九州が福岡の都市高速道路を利用する人(インターネット・電子メールが利用できない人は除く)。定50人。謝礼あり。申5月16日まで。募集要項は福岡北九州高速道路公社ホームページからご覧になれます。詳細は同公社 ☎(092)631・3292へ問を。

### 夜間学級の生徒を募集

読み書きや計算など小・中学校程度の授業をボランティアが行います。▶城南中学校夜間学級=毎週月～金曜日、城南中学校(小倉南区富士見三丁目)で▶穴生・中学校夜間学級=毎週月・火・木曜日、穴生小学校(八幡西区穴生一丁目)で。共通祝・休日は除く。19～21時。対十分な義務教育が受けられなかった15歳以上(留学生は除く)。定各若干名。料課外活動費などは実費。申随時。詳細は教育委員会企画調整課 ☎582・2357へ問を。

## スポーツ

### 総合体育館の個人利用日

日程(一部利用できない時間帯あり)は、4月3日(休)・4日(金)・7日(月)・9日(水)～16日(水)。料使用料が必要。利用可能な種目・時間は総合体育館(八幡東区八王寺町、☎652・4001)へ問を。

### レクリエーション協会のスポーツ教室

①健康卓球教室 ▶月曜日初心者コー

ス=4月7日～9月29日のおおむね毎週月曜日(全21回)10～12時。料1万2600円 ▶水曜日中級コース=4月9日～来年3月25日のおおむね第2・4水曜日(全22回)9～12時(4～6月は12～14時)。料1回700円。①の共通三萩野体育館(小倉北区三萩野三丁目)で。定先着各コース30人。

②ユニカール教室 カーペットの上で行うカーリング競技。4月7日～7月28日のおおむね毎週月曜日(全14回)14～16時、三萩野体育館(小倉北区三萩野三丁目)で。定先着30人。料6000円。

③楽しくリトミック体操 4月8日～6月24日のおおむね毎週火曜日(全10回)、第一警備スポーツセンター戸畑(戸畑区浅生二丁目)で。▶1～2歳児と保護者クラス=10～10時45分 ▶0～1歳児と保護者クラス=11～11時45分。③の共通詳しいクラス分けは問を。定先着各クラス15組(1組2人)。料8000円。

共通申4月3日から北九州市レクリエーション協会 ☎921・2801へ。

### 運動会必勝塾

速く走るポイントを指導します。4月13日(日)10～11時30分、ミニワールドスタジアム北九州(小倉駅北側)で。対小学1～3年生。定先着30人。料1300円。申4月3日から同スタジアム ☎521・2020へ。

### スポーツ協会のスポーツ教室

いずれもおおむね5～7月の毎週1回(全7～12回)。▶火曜日=エンジョイニュースポーツ(対40歳以上) ▶水曜日=初心者バドミントン(対学生を除く18歳以上) ▶金曜日=初心者バドミントン(対新小学1年生以上) ▶日曜日=なぎなた(対新小学1年生～65歳)。共通定各教室10～40人。料4200円～1万200円。時間・場所など詳細は問を。申往復はがき(1人だけ)に基本事項を書いて4月24日までに北九州市スポーツ協会(〒805-0011八幡東区八王寺町4-1、☎652・5007)へ。

### 初心者弓道教室

▶第一警備スポーツセンター戸畑弓道場(戸畑区浅生二丁目)=5月8日～6月16日の毎週月・木曜日(全12回)18時30分～20時30分。対18歳以上(学生は

除く)。定10人。料7200円 ▶若松弓道場(若松区古前一丁目)=5月9日～6月10日の毎週火・金曜日(全10回)18時30分～20時30分。対18歳以上(学生は除く)。定6人。料6000円 ▶的場池弓道場(八幡西区的場町)=5月13日～6月13日の毎週火・金曜日(全10回)18時30分～20時30分。対18歳以上(学生は除く)。定10人。料6000円 ▶門司弓道場(門司区大里東一丁目)=5月13日～6月20日の毎週火・金曜日(全12回)18時30分～20時30分。対18歳以上。定15人。料7200円 ▶小倉南弓道場(小倉南区徳力二丁目)=火・木曜日コース(5月20日～6月26日(全12回)19～21時)と火・金曜日コース(5月20日～6月27日(全12回)10時30分～12時30分)あり。対18歳以上(高校生は除く)。定各コース10人。料7200円。共通申往復はがき(1人だけ)に基本事項を書いて4月24日までに北九州市スポーツ協会(〒805-0011八幡東区八王寺町4-1、☎652・5007)へ。

### アーチェリー教室

5月10日～6月18日の毎週水・土曜日(全12回)18時30分～20時30分、城山緑地アーチェリー場(八幡西区屋敷二丁目)で。対新小学4年生以上。定20人。料7200円。申往復はがき(1人だけ)に基本事項を書いて4月24日までに北九州市スポーツ協会(〒805-0011八幡東区八王寺町4-1、☎652・5007)へ。

### 障害者のための水泳教室

①レベルアップ水泳教室 ▶児童の部=5月8日～来年2月26日の毎月第2・4木曜日(全20回)18時30分～19時30分。対障害があり、講師の指示を理解できる7～18歳 ▶成人の部=5月15日～来年2月19日のおおむね毎月第1・3・5木曜日(全21回)18時30分～19時30分。対障害があり、講師の指示を理解できる18歳以上。①の共通障害者スポーツセンター(小倉北区三郎丸三丁目)で。定各部10人。  
 ②巡回水泳教室 ▶水泳コース=5月

10日～6月28日の毎週土曜日(全8回)10時30分～11時30分 ▶水慣れ(初心者)コース=5月24日～来年2月28日の毎月第4土曜日(全10回)11時45分～12時45分。②の共通グローバルマーケットアクアパーク桃園(八幡東区桃園三丁目)で。対障害があり、講師の指示を理解できる7歳以上。定各コース10人。

③入門水泳教室 ▶成人の部=5月10日～7月26日の毎月第2・4土曜日(全6回)。対障害のある18歳以上 ▶児童の部=5月17日～7月19日の毎月第1・3・5土曜日(全6回)。対障害のある4～18歳。③の共通14時45分～15時45分、障害者スポーツセンターで。定各部5人。

共通申4月20日までに障害者スポーツセンター ☎922・0026へ。聴覚障害者は ☎922・0041も可(基本事項を記入)。

### 思永中学校温水プールの開館時間を変更

思永中学校温水プール(小倉北区大門一丁目)の5～10月の開館時間を、授業での利用増加と設備の運転負荷軽減のため10～20時(学校利用日は16～20時)へ変更します。料一般600円(7・8月は390円)、中学生370円(7・8月は300円)、小学生以下180円(7・8月は150円)、65歳以上180円(7・8月は110円)。問教育委員会施設課 ☎582・2361へ。

## お知らせ

### 重度障害者のタクシー運賃を助成します

助成はタクシーの初乗り運賃相当額の利用券。対次のいずれかに該当する市民税非課税世帯の在宅の人。▶視覚・下肢・体幹・移動機能・内部障害者で身体障害者手帳1・2級を持つ人(複数の障害の合併での1・2級は除く) ▶療育手帳Aを持つ人 ▶精神障害者保健福祉手帳1級を持つ人。共通令和6年度に交付を受けた人のうち、令和7年度も交付対象となる見込みの人には、3月下旬に各区役所から通知書を送付しています。申障害者手帳と世帯全員分の印鑑か世帯全員分の本人確認書類、通知書(代理人による申請の時は委任状も必要)を持って各区役所高齢者・障害者相談係へ。

### 盛土規制法の運用を開始します

4月1日から、市内全域を「宅地造成等工事規制区域」か「特定盛土等規制区域」に指定して、宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)の運用を開始します。土地の用途にかかわらず、一定規模以上の盛土等を行う場合は、事前に許可や届出が必要となりますのでご注意ください。詳細は都市戦略局開発指導課 ☎582・2644へ問を。市のホームページでもご覧になれます。

## 就学などの支援を行っています(令和7年度)

### 就学援助

市立小・中学校と県立の中学校、中等教育学校(前期課程)への就学が困難な家庭に、学用品費・給食費などの一部を援助します。対市民税非課税世帯、児童扶養手当受給世帯など。申来年3月31日まで。詳細は各小・中学校へ問を。担教育委員会学事課 ☎582・2378。

### 専修学校等技能習得資金(貸与)

経済的な理由から専修学校などにおいて修学することが困難な人に、職業に必要な技能と知識を習得するための資金を貸与します。対①～③の全てに該当する人。①専修学校の専門課程(修業年限1年以上2年未満)・高等課程・一般課程・各種学校(修業年限1年以上)のいずれかに進学するか在校中の、②専修学校などに入学した日の前年度に中学・高校を卒業か中退した人、③経済的理由で修業が困難な人。申4月1～30日。詳細は保健福祉局人権文化推進課 ☎562・5010へ問を。